

# 岡山県市町村総合事務組合情報公開審査会規則

【平成 28 年 3 月 29 日規則第 5 号】

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岡山県市町村総合事務組合情報公開条例（平成 17 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、岡山県市町村総合事務組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第 2 条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第 4 条** 審査会の庶務は、岡山県市町村総合事務組合事務局において行う。

(委任)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

**附 則**（平成 28 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。